

台風、豪雨等で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復興を祈念しております。

巻頭言

・年頭ご挨拶

p1

・年頭所感

p2

果樹を巡る動き

・令和2年度果樹支援対策
予算概算決定及び令和元
年度補正予算の概要につ
いて

p3

・自然災害からの果樹園地
の早期復旧に向けた支援
対策の概要について

p7

中央果実協会からのお知らせ

・平成30年国民健康・栄養
調査による果実摂取傾向

p8

・業務日誌、人事異動

p8

果物を食べて
応援しよう!

産地を応援

巻頭言

年頭ご挨拶

公益財団法人中央果実協会 理事長 弦間 洋



新年あけましておめでとうございます。
皆さま、令和初めての正月をいかが迎
えられましたでしょうか。

本年の干支は子年、そしてオリンピ
ク・パラリンピックイヤーの幕開けです。
オリンピックと言えば前回大会開催地
であるブラジルの最南端に位置するリオ
グランデ・ド・スル州ペロータスで、もう2
0年も前に小職がブラジル農牧研究公
社(EMBRAPA)・温帯農牧研究所に
JICA から派遣された折、偶然に研究所
で見かけた野生のカピバラを思い出
します。

研究室で所員と打ち合わせを行って
いると、別の所員から研究所の前庭に
配置された貯水池畔にカピバラ親子が
現れたと知らせてくれたのです。部屋
から飛んで出て、初めて彼らの生活の
様子を遠望した次第です。ご存知のよ
うにカピバラは世界で一番大きなネズ
ミ(齧歯類)で、数頭の子を連れて水
辺をのんびりと徘徊する様子は興味
深々でした。

ネズミと漢字の「子」には関連は
ないようですが、子沢山の子孫繁栄を
彷彿させる動物には違いありません。

「子」には片方の手を上げる子供の
形から王子の身分を表したり、子孫繁
栄から実を意味します。古来より果実
を水菓子と称することは周知のこと
ですが、もとは「菓子」が果実を示す
語彙で、もちろん菓は果であり、子
は実ですから果実そのものと言えます。

果実の和名にも李(スモモ)、杏子
(アンズ)、柚子(ユズ)、山査子
(サンザシ)、五敛子(ゴレンシ、
スターフルーツ)、葡萄柚子(グ
レープフルーツ)など「子」が使
われております。

いずれの和名も沢山の実が結実する
ことを表意しています。このように
深い因縁のある子年にちなみ、永
年性作物である果樹の子々孫々の
豊穰を期待するものです。

国内果樹農業をめぐる環境につ
いては、担い手の高齢化や栽培面
積の減少、消費面における若年層
の果物離れ等が進行し、国産果
実の生産量は減少傾向をたどる
など一層厳しい状況となっております。
また、過年度に多発した気象災
害が果樹生産に及ぼす影響は甚
大であります。果樹農業の基盤
構築とこれら諸々の障害に対
するレジリエンスの強化に資す
るような対策を講じる必要があ
ります。

本ニュースレター後段で園芸作
物課から詳しく説明がありますが、
産地生産基盤パワーアップ事業
に令和元年度補正予算が手当て
され、果樹園での生産基盤を次
世代に円滑に引き継ぐための再
整備・改修、継承について支援
することとなっております。

令和2年度の果樹関係予算(概
算決定)は前年度に比べ1億円
が拡充され、果樹農業生産力増
強総合対策等計56億8,700万
円が盛り込まれています。優良品
種や省力樹形の導入支援など果
樹産地の生産体制強化、とくに
労働生産性の向上が大きな支
援事業の骨子となっております。
また、新産地育成や既存産地を
基盤整備し改植を行うなどの改
良への取り組みに対しトータル
な支援事業が実施されること
になります。

本協会はこれらの事業の円滑な
推進に積極的に関わり、安定し
た果樹生産並びに関連産業の
進展に貢献できるよう鋭意、
取り組んで参りたいと思いま
す。更なるご支援とご協力を
よろしくお願い致します。

巻頭言

年頭所感

農林水産省生産局 園芸作物課長 佐藤 紳



新年あけましておめでとうございます。果樹農業者の皆様や関係団体の皆様、行政機関の果樹農業担当の皆様におかれましては、日頃より、国の果樹振興施策の推進にご理解、ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

昨年は、平成から令和へ、元号が改まった節目の年でしたが、果樹行政においても、5年に一度の果樹農業振興基本方針の改定に向け、食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会において議論が開始された年でありました。

本年は、新たな基本方針が定められ、これに基づく施策が開始されることとなります。私も気を引き締めて、5年先、10年先を見据え、果樹・有機部会の委員の皆様から頂いたご意見や、現場の皆様の思いを的確に捉え、令和の時代に相応しい、新しい方向性を打ち出していきたいと存じます。

ご案内のとおり、既に我が国の人口は減少に転じ、特に地方では、地域のコミュニティを維持することも困難となりつつある状況です。人口減少局面では、これは果樹農業に限らずですが、国内マーケットが縮小し、生産人口がそれを上回って減少することにいかに対応していくのが重要になります。

果樹農業においては、要求水準の高い我が国の消費者のニーズに応えるべく、各産地が高品質な果実生産に向けて努力してきた結果、国内はもとより、海外でもその品質が高く評価され、果実の輸出額は右肩上がりでも推移しており、海外に広がるマーケットを取り込むことで、今一段の成長が期待される所です。

また、共稼ぎや単身世帯の増加等に伴い、国内の消費構造も変わってきています。カットフルーツやスイーツの原料など、ジュース等の従来型の加工原料需要とは異なるニーズが高まっており、果実の消費量が長く減少傾向にある中でも、まだまだ掘り起こせる新たな需要が存在しています。

他方、生産面を見ると、水田作・畑作に比べ、①機械化が進んでおらず、高度な技術を要する作業も多いこと、②労働ピークが大きく平準化が困難なため、臨時雇用に頼らざるを得ない作業体系になっていること、③これらにより規模拡大に一定の限界がある中、地域人口の減少が産地規模の縮小に拍車をかけることになりかねない、との懸念があります。

担い手不足や高齢化が深刻となる等、生産基盤が脆弱化していく中で、国内外の需要に応じた生産をどのように確保していくのか、関係者で意思統一を図り、総力戦で臨む必要があると考えています。

また、昨年は台風第15号や19号等により、日本各地で甚大な被害が発生するなど、災害の多い年でもありました。特に、台風第19号では、長野県の千曲川、福島県の阿武隈川等での広範囲な浸水被害の発生を受け、農林水産省では、被害果樹の改植や、これにより生ずる未収益期間に要する経費に加え、大規模な改植を行う園地における、大苗育成により未収益期間を短縮する取組、代替農地での営農による収入確保の取組等への支援など、新たな支援策を措置したところですが、

近年は、大きな災害が常態化する傾向にあります。果樹は、栽植してから結実・成園化までに長い期間を要することから、産地の復旧・復興には一定の時間を要します。自然災害による被害を受けた生産者の方々が、営農意欲を失うことなく経営再建に取り組めるよう、今後も引き続き現場の状況をよくお聴きしながら、継続的に支援してまいります。

また、自然災害に強い産地づくりを進めることも重要です。令和2年度概算決定においては、果樹農業の労働生産性を飛躍的に向上させるため、一定のまとまった面積で省力的な樹形と機械化作業体系を導入する場合、大苗育成による早期成園化や、成園化までの所得確保のための代替農地での営農等を支援することとしています。これにより、樹園地の基盤整備に取り組みやすくなると考えており、農村整備担当部局と連携し、使い勝手がよく労働生産性の高い、災害にも強い園地づくりを強力に推進してまいります。

更に、果樹農業者の皆様におかれては、万が一への備えのため、改めて、収入保険・果樹共済といったセーフティネットへの加入をよろしくお願いいたします。

今後とも、果樹農業者の皆様が安心して果樹生産に取り組めますよう、関係各位とともに尽力していく所存ですので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。最後になりますが、本年が、果樹産地にとってますます発展する年になるよう、皆様のご活躍とご健康を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

果樹を巡る動き

令和2年度果樹支援対策予算概算決定及び令和元年度補正予算の概要について

農林水産省 生産局 園芸作物課 課長補佐（需給調整第2班担当） 光廣 政男

果樹関係施策の推進につきましては、日頃よりご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。本稿では、昨年末に閣議決定された令和2年度予算概算決定及び令和元年度補正予算案のうち果樹関係の対策について紹介します。

【令和2年度予算概算決定】

これまでの果樹対策により優良品目、品種への改植等が進んだこと等を背景に、高品質な国産果実の生産が行われていることで、国産果実は、国内ニーズが高いことはもちろん、その高い品質がアジアを中心とする諸外国でも評価されています。このように、高品質な国産果実に対しては、国内外からの高いニーズ(需要)があります。その一方で、果樹農家数の減少や高齢化等により生産基盤が脆弱化し、栽培面積と生産量は減少傾向で推移しています。国産果実は長い間、需要に対して生産が過剰な状態が続いていましたが、今や、生産量が国内外の需要に追いついていない状態であり、このまま生産量の減少が続けば、将来にわたって需要に応じた生産を維持していくことが困難な状況となりかねません。

国内外の需要に対応していくためには、生産力を増強していくことが必要です。一方で、果樹農業は、収穫等の機械化が困難な作業や、剪定等の高度な技術が必要な作業が多く、労働集約的な(≒手作業が多い)構造となっています。高品質な国産果実の生産は、労力と時間をかけた手作業により実現されており、労働生産性が低くなっています。

このような現状を打破し、国産果実を需要に応じて持続的に安定供給していくためには、産地の生産体制を強化して作業を省力化・効率化し、同じ労働力、同じ時間でより多くの収量・収益を確保できるようにすること、すなわち労働生産性を抜本的に向上させることが不可欠かつ急務です。

こうしたことを踏まえ、令和2年度の果樹支援対策として、令和元年度から1億円増となる57億円を措置しています。以下、その概要を説明します。

持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策(拡充)

令和元年度までの「果樹農業好循環形成総合対策」を拡充し、事業名も「果樹農業生産力増強総合対策」に変更します。

高品質、高収益な国産果実の生産拡大を図り、我が国の果樹農業の持続可能性を維持するため、優良品目、品種への新植・改植、優良苗木の確保等の取組を支援しま

す。特に、労働生産性を向上させるため、省力樹形の導入や、平坦で作業性の良い水田等への新植への支援を強化するとともに、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の育成をパッケージで支援します。

(1)果樹経営支援等対策

これまでに引き続き、優良品目・品種への新植・改植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理経費への支援を行います。令和2年度においては、特に、

- ①平坦で作業性の良い水田等への新植を推進するため、これまで補助率1/2の定率補助であった新植について、改植同様に定額の支援単価を設定します。また、
- ②労働生産性を抜本的に向上させることが可能な省力樹形の導入を促進します。具体的には、省力樹形の導入には通常より多くの苗木を必要とする等、慣行樹形と比べて初期費用がかかることを踏まえ、省力樹形用の定額の支援単価を新設します。

改植・新植の支援単価表

| 支援対象となる栽培方法・品目 | | 支援単価(万円/10a) | |
|----------------|-----------------------|--------------|-----|
| | | 改植 | 新植 |
| 慣行樹形等 | みかん等のかんきつ類 | 23 | 21 |
| | りんご等の主要果樹 | 17 | 15 |
| | りんごのわい化栽培 | 33 | 32 |
| | ぶどう(加工用)の垣根栽培 | 33 | 32 |
| 省力樹形 | 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご) | 73 | 71 |
| | 高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご) | 53 | 52 |
| | 根域制限栽培(みかん) | 111 | 108 |
| | 根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等) | 100 | 99 |
| | ジョイント栽培(なし、もも、かき等) | 33 | 32 |

注：上記以外の改植・新植の場合は、補助率1/2以内。

(2)放任園地発生防止対策

病害虫・鳥獣被害の原因となる放任園地の発生防止のため、作業条件の悪い園地等に対し、地域が必要と認める伐採や植林等の取組を幅広く支援します。

(3)優良苗木・花粉の安定確保対策

果樹の生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、優良苗木の生産体制の構築や国産花粉専用園地の育成等の取組を支援します。

苗木については、令和元年度同様、①省力樹形の導入等に必要となる苗木の生産拡大に向けた、苗木業者と生産者団体が連携して行う優良苗木の新たな生産体制の構築を支援するとともに、②醸造用ぶどうの苗木を緊急的に確保するための民間隔離栽培の体制構築を支援します。

花粉については、国産花粉の安定確保のため、国産花粉専用園地の育成に必要な花粉樹の植栽等の取組を支援します。

(4) 果実流通加工対策

加工原料用の国産果実の供給不足に対応するため、実需者との契約取引の導入、省力型技術体系の導入実証等の取組を支援します。

(5) 未来型果樹農業等推進条件整備(新設)

労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を支援します。具体的には、平坦で作業性の良い水田等の樹園地への転換や、中山間地等の既存産地での基盤整備等を通じた、一定規模以上のまとまった面積(2ha以上(公共事業等による大規模な基盤整備を行う場合は5ha以上))での省力樹形*及び機械作業体系の導入に対し、早期成園化や成園化までの経営継続・発展に係る取組をパッケージで支援します。

※急傾斜地等で省力樹形の導入が困難な場合は、作業の効率化や機械化への対応のため、慣行樹形の樹を直線的な樹列に植え付け、作業用機械の効率的な運用のための作業道(2~4m前後)を確保する場合(整列樹形)も支援対象。

【新産地育成型】

平坦で作業性の良い水田等を樹園地に転換し果樹を新植する場合に、省力樹形と機械作業体系の導入に必要な経費をパッケージで支援します。

- ① 小規模基盤整備に要する経費(盛土等)(1/2以内)
- ② 新植に要する経費(深耕・整地費、土壌改良費、植栽費、苗木代)(10a当たり定額)
- ③ 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組に要する経費
次のア・イの取組を支援(最大23万円/10a※)

ア 大苗の育成:20万円/10a

イ 省力技術研修:3万円/10a

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(以下の a・b)と合わせて最大33.5万円/10a を支援します(※上記の23万円/10a から10万円/10a を控除)。なお、各都道府県が定める「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられることが必要です。

a.高収益作物定着促進支援:2万円/10a×5年間

b.高収益作物畑地化支援 :10.5万円/10a

- ④ 未収益期間の幼木管理に要する経費(22万円/10a)
- ⑤ 機械化体系に必要な資材の導入・機材のリース導入等に要する経費(1/2以内)

【既存産地改良型】

中山間地等の既存産地において、法人化等により経営の継続性を高め、園地を集積して基盤整備等を行い生産拡大を図る場合に、省力樹形と機械作業体系の導入に必要な経費をパッケージで支援します。

- ① 小規模基盤整備に要する経費(園内道の整備等)(1/2以内)
- ② 改植に要する経費(伐採・抜根・深耕・整地費、土壌改良費、植栽費、苗木代)(10a当たり定額)
- ③ 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組に要する経費
次のア~ウの取組を支援(最大51万円/10a)
ア 大苗の育成:20万円/10a
イ 代替農地での営農:28万円/10a
ウ 省力技術研修:3万円/10a
- ④ 未収益期間の幼木管理に要する経費(22万円/10a)
- ⑤ 機械化体系に必要な資材の導入・機材のリース導入等に要する経費(1/2以内)

果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策等)

① 優良品種や省力樹形の導入等支援 【令和2年度予算概算決定額 5,687(5,587)百万円】

<対策のポイント>
我が国の果樹産地の生産体制を強化するため、**優良品種・品種への新植・改植、優良苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工原料用果実の安定供給**等の取組を支援します。特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性を向上させることが可能な省力樹形向けの支援準備を新設**します。

<政策目標>
果樹産地における労働生産性の向上(労働時間当たり生産量の10%向上【令和12年度まで】)

| <事業の内容> | | <事業イメージ> | |
|--|--------------|---------------------------|---|
| 1. 果樹経営支援等対策 | | | |
| 優良品種・品種への新植・改植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理経費への支援を行います。特に、 平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性を向上させることが可能な省力樹形向けの支援準備を新設 します。 | | | |
| <支援準備の例(括弧内は新植の支援準備)> | | | |
| 品目 | 慣行栽培 | 省力樹形栽培 | 未収益期間対策 (幼木管理経費) |
| かんきつ | 23(21)万円/10a | 111(108)万円/10a(根域制限栽培) | 22万円/10a (5.5万円/10a ×4年分) |
| りんご | 17(15)万円/10a | 53(52)万円/10a (高密集密植栽培) | 73(71)万円/10a (超密集密植栽培) |
| なし | 17(15)万円/10a | 33(32)万円/10a(ジョイント栽培) | (品目共通) |
| 2. 優良苗木・花粉の安定確保対策、放任園地発生防止対策 | | | |
| ○ 果樹の生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、 優良苗木の生産体制の構築や国産花粉専用園地の育成等の取組 を支援します。 | | | |
| ○ 伐採や植林等の 放任園地発生防止の取組 を幅広く支援します。 | | | |
| 3. 果実流通加工対策 | | | |
| 加工原料用の国産果実の供給不足に対応するため、 実需者との契約取引の導入、省力型技術体系の導入実証等 の取組を支援します。 | | | |
| 4. 未来型果樹農業等推進条件整備(別紙) | | | |
| <事業の流れ> | | | |
| 国 | → 定額 全国団体 | → 交付 県法人等 | → 定額 1/2等 ・果樹生産者(担い手) ・果実加工業者等 |

○ 省力樹形の導入支援

省力樹形の特長

- ・ 小さな木を密植して、直線的に配列するため、**作業動線が単純で効率的**。
- ・ 密植することで、**高収量化**が可能。
- ・ 日当たりが均一となり、**品質が揃いやすい**。
- ・ 成木までの期間が短いことから、**早期成園化**が可能。

根域制限栽培
(みかん)



慣行比
2倍以上
の収量

超高密集栽培
(りんご)



慣行比
1.7倍
以上の
収量

ジョイント栽培
(なし)



剪定作業
時間40%
短縮可能

○ 優良苗木生産推進対策(苗木育苗ほ場の設置等への支援)



→



→

苗木業者と連携し、優良苗木の新たな生産体制を構築

省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の安定確保

○ 花粉の安定確保、放任園地の発生防止

- ・ 国産花粉の安定確保のため、花粉樹の植栽等の取組を支援。
- ・ 放任園地の発生防止のため、地域が必要と認める伐採や植林の取組を支援。

【お問い合わせ先】生産局園芸作物課(03-3502-5957)

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

② 未来型果樹農業等推進条件整備

【令和2年度予算概算決定額 5,687 (5,587) 百万円】

<対策のポイント>

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田への果樹の新植や中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植を通じて、まとまった面積で省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営継続・発展に係る取組をパッケージで支援します。

<政策目標>

果樹産地における労働生産性の向上（労働時間当たり生産量の10%向上〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

一定規模以上（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組をパッケージで支援します。（果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。）

1. 新産地育成型（水田等への果樹の新植）

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
- ② 省力技術研修：3万円/10a

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて最大33.5万円/10aを支援。（※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除）

- a. 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
- b. 高収益作物畑地化支援：10.5万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な資機材の導入・設備のリース導入

2. 既存産地改良型（中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植）

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
- ② 代替園地での営農：28万円/10a
- ③ 省力技術研修：3万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な資機材の導入・設備のリース導入

<事業の流れ>

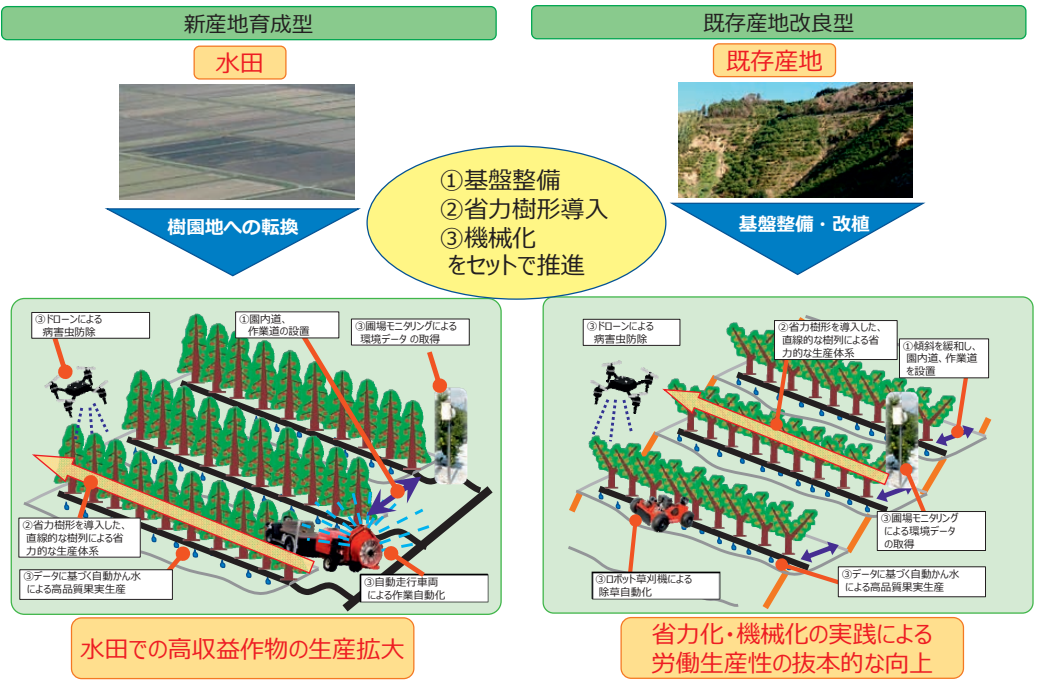


<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

未来型果樹農業等推進条件整備のイメージ



(6) 「果実の需給安定対策事業」の見直し

これまで説明してきたとおり、生産基盤の脆弱化により国産果実の生産量が年々減少していく状況の中、国内外の需要に応じていくためには、生産力の増強が必要です。このため、供給過剰を前提としている現行の「果実の需給安定対策事業」について、供給不足の現状を踏まえ内容を見直すこととしています。

具体的には、令和2年度から、農林水産省はうんしゅう

みかんとりんごの「適正生産出荷見通し」を定めないこととし、それに伴い「果実計画生産確認事業」及び「緊急需給調整特別対策事業」を実施しないこととします。一方、台風や降雹等の自然災害による被害への対策である「果汁特別調整保管等対策事業」及び「自然災害被害果実加工利用促進等対策事業」は引き続き実施していきます。

【令和元年度補正予算】

産地生産基盤パワーアップ事業

従来の産地パワーアップ事業を拡充し、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援するとともに、新たに、新市場獲得のための拠点整備や、全国産地の生産基盤の強化・継承等を支援します。

(1)新市場獲得対策(新設)

食品関連等の事業者と農業者が協働し、海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくため、新市場獲得の核となる拠点事業者の育成や、拠点事業者と連携した産地の生産・出荷体制の強化、新市場対応を支える物流体制の革新の取組を支援します。

(2)収益性向上対策(従来型の産地パワーアップ事業)

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設等の整備に係る経費等を総合的に支援します。

特に果樹においては、競争力のある品種についての樹

園地の若返りのための同一品種への改植や、雨よけハウス等の高付加価値化に必要な生産資材の導入等を通じて、収益性の高い産地形成を支援します。

(3)生産基盤強化対策(新設)

果樹園・茶園や農業用ハウス等の生産装置について、次世代への円滑な継承を実現するため、後継者不在の果樹園・茶園や農業用ハウス等を新規就農者等に引き継ぐ際に必要となる再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等の取組を支援します。

果樹に関して、具体的には、後継者不在の樹園地を新規就農者や地域の担い手等に継承する際に必要となる、樹園地の作業性の向上のための作業道の導入・改良、省力樹形への改植、樹体支持装置や被害防止装置(防霜ファン、防風ネット等)の再整備・改修等を支援します。

なお、支援に際しては、再整備・改修後5年以内に新規就農者や担い手等に継承する計画を有する樹園地か、新規就農者や担い手等に継承した後、本格的な営農を開始していない樹園地であることが要件となります。

5 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和元年度補正予算額 34,750百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。食品関連等の事業者と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援します。

<政策目標>

青果物、花き、茶の輸出額について、ポスト1兆円目標を達成
品質向上や高付加価値化等により販売額を10%以上向上
産地における生産資源(ハウス・園地等)の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場の核となる拠点事業者の育成
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成のため、貯蔵・加工・物流等拠点施設等の整備、生育予測技術や品質保持技術の実証・導入等を支援
- ② 拠点事業者と連携した産地の生産・出荷体制の強化
拠点事業者と連携する産地が行う、輸出拡大を図るために必要な生産・出荷体制の整備、作柄安定技術や作期拡大技術、生産工程管理手法の実証・導入等を支援
- ③ 新市場対応を支える物流体制の革新
広域間の物流を大幅に効率化するための共通ルール・体制の構築に必要な統一規格パレット等と関連機材の導入、管理体制構築に対して支援

2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設等の整備に係る経費等を総合的に支援

3. 生産基盤強化対策

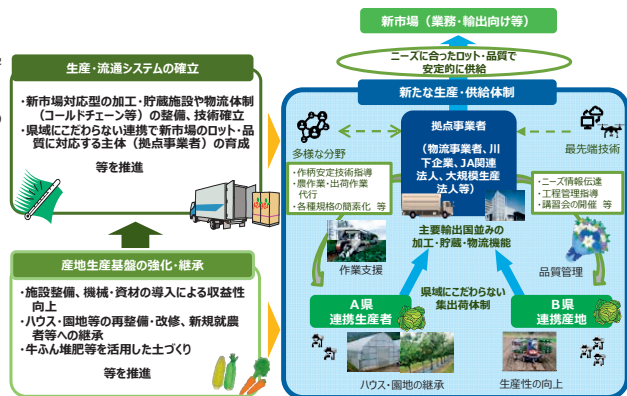
- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1①、2の事業) 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
(1②、3①の事業) 生産局園芸作物課 (03-6744-2113)
(1③の事業) 食料産業局食品流通課 (03-3502-5741)
(3②の事業) 生産局農業環境対策課 (03-3593-6495)

<事業イメージ>



【補足】

令和2年度予算及び令和元年度補正予算については、今後、国会での審議を経て成立するものです。また、事業の詳細については、実施要綱・要領等の策定の過程

で変更される場合があります。各種機会を捉えて情報提供してまいりますので、最新情報を把握いただき、今後の事業活用に役立てていただきますようお願いいたします。

果樹を巡る動き

自然災害からの果樹園地の早期復旧に向けた支援対策の概要について

農林水産省 生産局 園芸作物課 課長補佐（需給調整第2班担当） 光廣 政男

近年、局地的な豪雨や地震、台風による大規模な災害が頻発しており、果樹産地においても甚大な被害が発生しています。

昨年も、台風第15号や19号等により日本各地で甚大な被害が発生した災害の多い年でした。特に、台風第19号では、長野県の千曲川、福島県の阿武隈川等の河川の氾濫により、広範囲にわたって果樹園地が浸水被害を受けるといった、近年果樹産地が経験したことの無いような深刻な被害が発生しました。浸水被害を受けた果樹園地においては、営農再開に向け、堆積した土砂の撤去や、樹勢が低下した園地における次期作に向けた樹勢回復、樹体の衰弱が著しい園地における大規模な改植等の対応が必要となりました。

これを受け、農林水産省では、被災した果樹産地の早期の復旧・復興を支援するため、土砂撤去のための災害復旧事業や、被災した樹体の改植支援等の従来の災害対策に加え、新たな支援策として、令和元年度予備費を活用し「浸水被害を受けた果樹園地の早期復旧に向けた特別対策」を措置しました。主な支援内容は以下のとおりです。

(1) 経営面積の過半に達する大規模な改植を行う園地の取組支援

早期成園化や営農の継続・発展に係る以下の取組に要する経費を支援します。

- ① 果実が実るまでの年数を短縮し早期に収穫を得るための、大苗育成の取組:20万円/10a
- ② 改植から成園化までの間の収入を確保するための、代替農地での営農:52万円/10a
- ③ 営農再開後に省力・効率的生産を実現するための、省力技術の研修:3万円/10a

(2) 改植を免れた園地の次期作に向けた取組支援

- ① 樹体洗浄と樹勢回復:7.4万円/10a
 - ・泥が付着・堆積した樹体の洗浄
 - ・樹体に絡まったゴミの除去
 - ・樹勢回復のための摘果・せん定・根切り等
- ② 病害まん延防止:2万円/10a
 - ・罹病した枝の除去・処分や、地域ぐるみでの薬剤散布

農林水産省としては、被災した果樹農業者の皆様の一日も早い経営再建に向け、今後も引き続き現場の状況をよくお聞きしながら、都道府県や市町村、JA等の関係機関と連携し、継続的に支援を行ってまいります。

また、近年は自然災害が多発しその被害も甚大化・深刻化しておりますので、果樹農業者の皆様におかれては、今後の万が一への備えのためにも、収入保険や果樹共済(収穫・樹体)といったセーフティネットへの加入を改めてよろしくお願いたします。

浸水被害を受けた果樹園地の早期復旧に向けた特別対策

○台風第19号により果樹が浸水し、樹体そのものが衰弱する被害が広範囲に発生。

○大規模な改植を行う園地では、改植への支援に加え、早期成園化や代替農地での営農等の取組を支援。

○改植を行わない園地では、次期作に向けた、樹体の洗浄と樹勢の回復、病害まん延防止の取組を支援。

今回の被害の特徴

河川の氾濫により、**広範囲に及ぶ樹園地の浸水被害**が発生



(1) 大規模な改植が必要な園地

- ・長期間の浸水により、**経営面積の大部分**で改植が必要となる場合は、**長期にわたり収入が途絶**。

(2) 改植を免れた園地

- ・樹体に泥やゴミが付着し、**樹勢が衰弱**
- ・浸水により、**病害が蔓延する恐れ**

特別対策の内容

(1) 泥水被害を受け、改植を行う園地の取組支援

- 改植経費(抜根、苗木の植栽等)
 - ・慣行樹形: 17万円/10a
 - ・省力樹形: **53万円/10a**(新しい化栽培) 33万円/10a(ジョイント栽培)等
- 幼木の管理経費: 22万円/10a

[大規模な改植(経営面積の過半を改植)の場合]

- 早期成園化や営農の継続・発展の取組
 - ① **大苗育成の取組: 20万円/10a**
→果実が実るまでの年数を短縮
 - ② **代替農地での営農: 52万円/10a**
→改植から成園化までの間の収入を確保
 - ③ **省力技術の研修: 3万円/10a**
→営農再開後に省力・効率的生産を実現

取組例: りんごの大規模改植で新しい化栽培を導入し、①～③全てに取り組んだ場合、150万円/10a



(2) 改植を免れた園地の次期作に向けた取組支援

- 樹体洗浄と樹勢回復: **7.4万円/10a**
 - ・泥が付着・堆積した樹体の洗浄
 - ・樹体に絡まったゴミの除去
 - ・樹勢回復のための摘果・せん定・根切り等
- 病害まん延防止: **2万円/10a** [(1)の改植園地で実施する場合も支援対象]
 - ・罹病した枝の除去・処分、地域ぐるみでの薬剤散布

※別途、防風ネットの導入を支援(優先採択、補助率1/2)

要件: (1)(2)ともに、今後、収入保険又は果樹共済へ加入すること

(公財)中央果実協会

編集・発行所
公益財団法人 中央果実協会
〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三會堂ビル 2F

電話：03-3586-1381
FAX：03-5570-1852

編集・発行人
今井 良伸
印刷・製本
(有) 曙光印刷



当協会 Web サイト
URL:
www.japanfruit.jp

中央果実協会からのお知らせ

平成30年国民健康・栄養調査による果実摂取傾向

—需要促進部—

平成30年国民健康・栄養調査の報告書が令和2年1月に厚生労働省から公表されました。

1人1日当たりの果実類(注2)の摂取量は96.7グラム、前年比7.9%の減少となり、昨年100グラム台に回復しましたが再び100グラムを割り込み、平成28年度の98.9グラムも下回りました。過去10年間の推移をみると、年により増減を繰り返しながらも、徐々に減少しているという傾向がみられます。

また、年齢階層別・男女別にみると、ほぼすべての年代において男女とも前3か年の平均に比べて摂取量が減少していますが、30～39歳の女性のみ前3か年平均に比べて約7%増加しています。また、この年代は男性も前3か年平均に比べて0.9%の減少にとどまっています。この傾向は、平成29年と比べた摂取量も同様の傾向であり、30

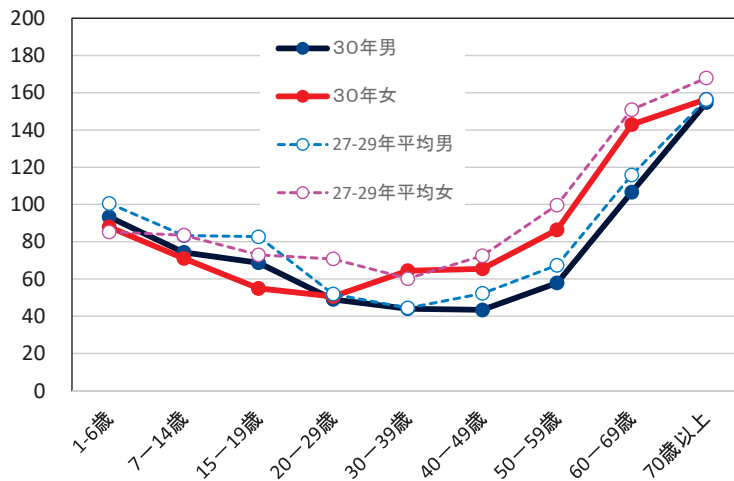
～39歳の男女とも前年をそれぞれ1.1%、6.1%上回っています。(下の折れ線グラフ参照)

果物の摂取量が、今後も漸減傾向が続くのか、この水準で一進一退するのかは、さらに、今後の推移を見なければ判断は困難ですが、「食事バランスガイド」で勧められている1人1日200グラムの半分程度にとどまっている状況は変わらないので、引き続き若者～働き盛り世代を中心に果物の摂取機会及び摂取量を拡大することが重要となっています。

(注1)「国民健康・栄養調査」は、毎年11月の特定の日の1日について調査(平成30年は3,268世帯、栄養摂取状況6,926人を対象に調査)

(注2)果実類には、スイカ、メロン、イチゴを含み、生果の他果汁、ジャムを含む。(皮・芯などの廃棄分は含まない)

年齢階層別、男女別果実摂取量(g/日)



お知らせ

毎日くだもの200グラム運動メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

メルマガの読者登録方法は当協会下記ホームページをご覧ください。

<http://www.japanfruit.jp>

業務日誌

- 元. 12. 5 全国果実生産出荷安定協議会第5回かんきつ部会(於 大田市場)
- 2. 1. 21 果樹農業における省力化手法の効果に関する調査検討委員会(第2回)(於 三會堂ビル)
- 2. 1. 29 果樹種苗生産の動向に関する調査検討委員会(第2回)(於 三會堂ビル)